

Title	明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件(五)
Sub Title	The lése-majesté cases after the enforcement of criminal act of 1882 (5)
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.11 (1971. 11) ,p.66- 91
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19711115-0066

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件 (五)

手塚 豊

一 はしがき

二 諸不敬罪事件

- 森田馬太郎事件 ○坂崎斌事件 ○大庭成章事件……以上第四四卷七号
- 下山田正道事件 ○横田永次事件 ○前島專平事件……以上第四四卷八号
- 後藤秀一事件 ○河上伯義事件 ○伊藤金次郎事件 ○大槻貞二事件……以上前々号
- 門田平三事件……以上前号
- 山田島吉事件……以上本号

○ 山田島吉事件

明治十五年七月三十日、千葉県長狭郡大幡村⁽¹⁾の旅人宿大黒屋川名治八方において、房州自由民権運動の闘士山田島吉が「政党論」と

題して行つた演説の内容が、不敬罪と官吏侮辱罪に問われた事件である。⁽²⁾

この事件は、木更津輕罪裁判所の第一審判決に対し、被告が上告、大審院はそれを棄却、被告はさらに再審を請求、大審院は理由ありとしてそれを認め、改めて東京輕罪裁判所へ事件を移送するなど、裁判の経過がもつた点で、当時の不敬罪事件においても、他に類例がない。

山田の演説の中で、問題になつた言辭は、東京輕罪裁判所の判決書によると、次の個所である。

天皇陛下ニハ誠ニ御利口ニテ明治二十三年ニハ必ズ国会ヲ開設スルノ詔ヲ垂レ……実ニ御利口ナル万機公論ヲ望望スル所ノ天皇様カ東ヘ行カントスレハ西ニ誘ヒ西ニ行カントスレハ東ヘ導キ遂ニ天子様ヲ暗夜ニ提灯ヲ消シ横道ヘ引込テ堀溝ノ中ヘ墜落スルニ至ラン云々

我廟堂ニ立チ居ル暴虐官吏等ハ吾吾カ血汗ヲ流シテ捨タ金ヲ無

暗ニ取立テ何ノ用モナサス花ニ戯レ柳ヲ折ル位ナラマダヨイカ娼
妓ニ戯レ芸妓ニ恍惚シ云々

前段が不敬罪、後段が官吏侮辱罪に該るとされたのである(後掲東京
裁判所判例、
決書参照)

この演説会の当日、所轄の前原警察署長警部大須賀光頭、巡查大
鐘朝走、宮定七の三名が、監臨していたが、演説中止の措置は採ら
なかつた。このことは、後述のごとく裁判における一争点となつた
のである。さらに、警察官の演説筆記は、同夜、寺門村の飯屋三上
文次郎方において浄書され、それが後に証拠として提出されたの
で、そうした写しが、果して現場筆記といえるかどうかの問題を生
み、これまた裁判の過程で一争点となつた。これについても後述す
る。

演説会の翌三十一日、大須賀警部は、千葉県令に上申書を提出した(3)
(後掲傍聴筆記・本、
誌八一頁参照)。その内容は、伝えられていないが、不敬罪として
告発の可否について訓令を仰いだものと思われる。そして八月
二十三日、大須賀警部は、ようやく告発にふみ切つたのである
(後掲傍聴筆記・本、
誌八一頁参照)。事件が不敬罪であつたこととて、彼は県令の指示
を求め、もつとも慎重に事を運ぼうとしたのかも知れない。

当時、公判前「下調」中の事件の報道は禁止されていたから——
場合によつては、新聞が敢て報道することもあつたが——山田事件
が新聞に採りあげられたのは、公判終了後の十一月七日であつた。
同日・郵便報知新聞は、次のように報じている。

千葉県安房国安房郡大幡村にて去る八月中、政談演説を開きし

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

に、山田島吉氏が政党論といへるを演説せしが、其後二ヶ月を経
て同人を警察署へ拘引のうへ、右演説中犯罪の廉ある旨にて、上
貝淵監獄へ拘留となり、いよ去月廿七日より木更津軽罪裁判所に
て審判を開かれしといふ。

また、同日・朝野新聞も、

安房国安房郡の志士山田島吉氏は、去る頃、同郡大幡村にて政
談演説会を開き、政党論といふ演題にて論述せしに、其後二ヶ月
許を経て同所警察官の告訴する所となり、目下対審中の由なるが、
演説後、斯く永き月日を経て告訴さるゝとは、如何なる故か。
と述べているが、それらの新聞よりもさらに詳しく事件を報道し
たものは、同日・時事新報の次の記事である。

千葉県下安房郡の山田島吉氏は、去七月三十日、同郡大幡村旅
人宿大黒屋某方にて政談演説会を開き、政党論と題する演説をな
し、頻りに官権党を攻撃したる処ろ、弁論中、臨場の警官は直ち
に中止解散を命じたるが、其後九月廿八日、忽然、木更津軽罪裁
判所より同氏に店頭致すべく旨達せられしに付、何等ならんと出
庭せし処ろ、裁判官は去七月三十日の演説中、出張警察官より告
訴の件あり、右取調中拘留可致旨を云渡し仮獄に下され、夫より
去十月廿七日に至るまで何の取調もなく、唯獄裡に繋かれ居たる
が、同日始めて取調を受け、猶十二月二日、原被告審を開らくへ
しとて、其日は閉庭されたるよし、其後如何なりしか。
この記事には、警官が演説を中止したという明らかな誤りがある
が、その他の点にも、若干の誤報があるように思われる。まず、こ

の記事によると、九月二十八日、山田は木更津軽罪裁判所に召喚、拘留、収監され、その後十月二十七日まで「何の取調もなく唯獄裡に繋かれ」たとしている。この裁判所の召喚は、予審判事のそれである。とすると、八月二十三日、大須賀警部の告発後、約一カ月の間に、身柄不拘束のまま検察官の取調が行われたと推定される。その結果、検事が起訴し、九月二十八日、予審判事の召喚状による取調となつたのであろう。そして、身柄は拘留、収監され、予審がつづけられたものと思われる。したがつて、前掲時事の記事に「十月廿七日」に「始めて」「取調を受け」「十一月二日原被告対審を開らくへしとして其日は閉庭された」とあるのは、予審終結後、十月二十七日に第一回公判が開かれ(おそらく簡単な人定訊問だけで終つたのであろう)、次回を「十一月二日」に指定して閉庭されたという意味に理解すべきであらう。前掲郵便報知の記事に「去月廿七日より木更津軽罪裁判所にて審判を開かれしといふ」とあり、また前掲朝野が「目下対審中の由」と述べているのは、そのことをいつたものと思われる。とすれば、九月二十八日から十月二十七日までの一カ月間は、前掲時事のいうごとく「何の取調もなく、唯獄裡に繋かれ」ていたわけではなく、その間に、予審の取調が行われたのである。木更津軽罪裁判所の予審決定言渡書は、後に東京軽罪裁判所の公判に際し、検事がそれを法廷に提出しているが(後掲傍聴筆記、その内容は知るに由なく、その決定言渡の日も予審判事の氏名も共にわからない)。

このように、木更津軽罪裁判所における山田事件の公判は、十月

二十七日、十一月二日に行なわれたと思われるが、判決の言渡は十一月六日で、山田は不敬罪と官吏侮辱罪の数罪俱発に問われ、その中の重き不敬罪のみにより(刑罰)重禁錮三年罰金百円監視一年の刑に処せられたのである(後掲明治十六年七月二十三日大審院判決書参照)。当時、この判決書を掲載して報道した新聞は、私の知る限りではみあたらない。また、現在の千葉地方検察庁木更津支部には、この判決の正本が保管されていない。木更津は、明治三十三年四月十一日に大火があり、裁判所も罹災しているので、その際に焼失したと思われる。それがため、現在、残念ながら判決書の内容はわからないし、また、裁判長および担当検察官の氏名も全く不明である。

それはともかく、山田はこの第一審判決を不服として上告した。後掲の大審院棄却判決書から、その上告理由を摘出すれば、次の通りである。

- 一 検察官の主張するような内容の演説を行つたことはない。もしもそうしたことを述べたとすれば、当然、その現場において臨監警察官の中止処分をうけた筈である。
- 二 仮にそうした演説を行つたとしても、不敬の意思はなく、「官吏力聖明ノ至徳ヲ蔽フヲ切言シタル」のみである。とくに官吏侮辱罪の点は、当該官吏が特定しなければ成立しない。
- 三 証拠物件の警察官筆記は、現場筆記ではなく、現場から離れた寺門村三上方において作成されたものである。したがつて証拠にはならない。

四 明治十五年七月三十日、大幡村川名方の演題は「政治学一

班」であり、検察官の主張する「政党論」は、その前日、金東村野村方で行つた演題である。ここにも、事実の重大な誤認がある。

大審院は、これらの点はいずれも上告理由として認めがたいとし、翌十六年七月二十三日、山田の上告を棄却した(後掲明治十六年七月二十三日大審院判決書)。

同年八月四日・朝野新聞は、判決文のかなり詳しい内容を引用し、この上告棄却の件を報道している。

かくして、山田事件に対する木更津輕罪裁判所の第一審判決は確定した。しかし、山田はなおもあきらめず、こんどは大審院へ再審を請求した。その日附はわからない。山田は前原警察署の演説認可状をあたらしい証拠として提出、それにより、「政党論」と題する演説を行つたのは、十五年七月二十九日、金東村野村長吉方であること、また七月三十日、大幡村川名治八方の演題は「政治学一斑」であることを立証し、第一審判決には、訴訟書類に錯誤があると、主張したのである(後掲明治十六年十月二十三日大審院判決書参照)。治罪法第四三九条に規定する再審理由の第五号「公正ノ証書ヲ以テ訴訟書類ニ偽造又ハ錯誤アルコトヲ証明シタル時」に該当する。警察署の演説認可状は「公正ノ証書」だからである。再審請求があつた場合、大審院は、他の事件に優先して、刑事局判事の合同「会議局」を開き、その審理にあたるものとされている(治罪法第(四四)条)。

かくして、十六年十月二十三日、大審院の会議局は、山田の再審請求を理由ありとみとめ、木更津輕罪裁判所の言渡を破毀し、あら

ためて事件を東京輕罪裁判所へ移送した(後掲明治十六年十月二十三日大審院判決書参照)。

事件の移送をうけた東京輕罪裁判所は、同年十二月十五日より公判を開始した。同月十六日・朝野新聞は、次のように伝えている。

千葉県安房国長狭郡金東村の山田島吉氏(二十二年五ヶ月が、昨年七月三十日、同郡大幡村旅人宿川名治八方にて政党論と題した演説をなし、其節中止解散も無かりしに、五十日許りを経て木更津輕罪裁判所より召喚あり、審問の末、同年十月中、天皇陛下に對し不敬の所為なりと、重禁錮三年罰金百圓に処せられたれば、

同氏は毫も不敬の所為ありし覚えなしとて、右裁判を不当とし、大審院へ上告せしに却下になりしに付、再審を出願せしかば、許可になりて、東京輕罪裁判所へ移され、昨日公判を開かれ、裁判官は小沢判事補、検察官は塩野検事、弁護人は岡山兼吉にて、千葉県の警察署よりも警部二名巡查二名証人として出廷され、一応審問ありし由。

これとほとんど同じ記事は、同月十七日・時事新報および郵便報知新聞にもみえている。これらの記事で、注意すべきは、裁判官を「小沢判事補」(有隣—手塚註)としている点である。というのは、後掲のごとく東京輕罪裁判所判決の署名では、裁判長は中御門判事、陪席は矢野判事であつて、小沢判事補ではないからである。後掲一月十九日・朝野新聞の記事によると、中御門判事の病氣によつて、公判が延々したとあるから、第一回公判の際、同判事の急病で、臨時に小沢判事補が裁判長を代行したのかも知れないが、それならば、なぜ陪席の矢野判事が臨時に裁判長を務めなかつたという

疑問ものこる。「裁判官小沢判事補」という報道は誤報とみればそれまでであるが、前掲したいずれの新聞の記事も、小沢判事補の名をあげているので、それを正しいとすれば、理由はともあれ、それは臨時代行であつたとしか考えられない。⁽²⁰⁾もしそうであれば、裁判は同一裁判官によつて終始行われることを原則としているから、臨時代行者によつて行なわれた公判は、正規の担当裁判官によつてはじめてからやりなおされる筈である。⁽²¹⁾

翌十七年一月十九日・朝野新聞は、山田事件の公判について、次のように報じている。

演説中、乗輿に対し不敬の罪と認められ、木更津軽罪裁判所にて重禁錮三年罰金百円に処せられたる千葉県平民山田島吉氏の再審願に付、大審院より東京軽罪裁判所へ廻されし公判は、掛官中御門判事の病気に付暫く中絶になり居りし処、同判事の快後出勤に付、昨日の午后開廷され、弁護人は岡山兼吉氏にて、証人として召喚されし千葉県の横山警部も出廷され、弁護人よりは、日数五十日を過ぎたる後、警察官より告訴に及ばれし事、其他証拠物として取寄せられたる書類に付、横山警部に種々質問ありしも、同警部は、此件に付ての書類を一寸見たるのみにて、只今証言は出来難しと申立て、裁判官よりの尋問にも同様なれば、弁護人曰く、官吏にして当法廷へ出で確答をなす能はざる筈無しと申しければ、同警部は、如何に官吏なりとて数多の事件を悉く暗記して確答する訳には参らず、且つ此件は大須賀警部の取扱ひたるものにて、拙官は確と存せずとの答へなれば、調べ方に差支へしが、

檢察官塩野検事は、本職が見認めし所にては、告発の日数の過ぎたるものは、刑法処分に抛らず、行政処分⁽²²⁾に抛りたるものなりと申さる。被告は警察官の所為を頼りに申立てし処、横山警部は被告の職務上に侵入すと申されしに、裁判官は、被告は事実⁽²³⁾に付て申立つることなれば、決して官吏の職務に侵入するものに非ずと述べらる。是に於て、被告及び弁護人は、証人たる横山警部が、事実⁽²⁴⁾に付、斯く確答無き上は、何卒大須賀警部及び会主安田伊佐雄⁽²⁵⁾を召喚ありたしと請ふ。裁判官は右兩人の召喚を請ひたる要旨を問はる。被告及び弁護人は、演題日限の三十日を二十九日に繰替へある件……其他種々質問に及びたき事件もあれば、大須賀警部を召喚せられんことを請ふなり。現在の書類のみにては、被告は如何にも無罪と認めらる。左ればこそ大審院にても当法廷へ廻されたるならぬ。依て幾重にも同警部の召喚を希ふとの事にて、昨日は法廷を閉ぢられたりといふ。⁽²⁶⁾

前に述べたごとく、前年十二月十五日の公判が、中御門判事の病氣により、臨時代行の小沢判事補によつて一応行われたものとすれば、この一月十八日の公判は、形式的には第二回であるが、實質的には初回であつたとみていい。小沢判事補による第一回は、いづれ中御門判事による本格的対審が行われることを考え、人定訊問その他簡単な訊問のみに終り、實質的な審理には及んでいなかつたものと推測される。

つづいて朝野新聞は、二月九日以降二十一日までの間、十回に亘り、同月八日、十三日、十四日に開かれた山田事件公判の傍聴筆記

を連載した。一月十五日の第二回公判で、被告側から喚問を要請した大須賀警部が、二月八日の公判に出廷していることからみて、その日の公判が第三回であつたと考えられる。対審は都合五回行われ、十四日に終了、十六日に判決の言渡が行われたのである。第三回乃至第五回の公判については、前述の傍聴筆記により、審理の状況をかなり詳しく知ることができる。

この公判で、被告および弁護人岡山兼吉と、検事塩野宜健との間に、重要な争点となつたのは、次の三つである。(後掲傍聴筆記・本誌八二頁以下参照)

一 大審院が先きに再審の理由としてみとめた前原警察署の演説認可状の記載が、果して事実と一致したものかどうかの点である。被告側は、その認可状にもとづき十五年七月三十日の大幡村の演説は「政治学一斑」であり、「政党論」はその前日に金東村で行つた演説であると主張した。(註)しかし、検察官は、公判廷に出頭した大須賀警部が、演説認可後、会主の要望で、演題を交換したという証言を根拠として、被告側の主張を斥けた。もしも大須賀警部のいうごとくならば、警察には、金東村で行われた「政治学一斑」の演説筆記が残つている筈である。しかし、その筆記が証拠として提出された形跡はない。被告側もその点は追求せず、ただ認可状のみに固執したにすぎない。判決の結果は、検察官の主張を全面的にみとめたのである。

二 被告側は、警察の演説筆記は、寺門村三上方で作成されたもの故、それは現場筆記ではなく、証拠にはならないと主張した。このことは、木更津軽罪裁判所判決に対する最初の原告

でも、被告の上告理由の一つであつたことは、前にも述べた(本誌六八頁参照)。被告の説明によると、当日の演説会で「被告が演説を為したるときは、末だ点燈するの時刻にも至らず、去れど田舎の矯屋杯の夕刻、太陽の光線達せず、故に筆記を為し得べき光明もなく、即ち暗淡たる時刻にてありしなり。然らば彼の時、巡査は筆記を為し得べき筈なし。且つ被告も、巡査の筆記せられざる様覺えたり。然らば彼の現場筆記と云ふものは、真に現場の筆記にあらざるべし」(句読点)と述べている。これに対し、検察官は、証拠の演説筆記は、寺門村の三上方で淨書したもので、警察の提出した現場筆記の草稿と照合しても別にならぬと主張した。前に述べた被告の陳述が事実ならば、現場では筆記しなかつたのであるから、現場筆記の原稿と称するものは、実際にはなかつた筈、それはむしろ後に作つたという疑いも残る。しかし、判決の結果は、これまた検察官の見解をそのまま承認したのである。

三 被告側は、演説筆記にあるがごとき不敬および官吏侮辱の言葉は、述べたことではないと主張した。もしもそうしたことを述べたとすれば、当然、現場において警察官が中止を命じた筈であるが、それがなかつたことは、その傍証であるといふのである。公判廷における大須賀警部の証言では「中止解散を命ぜざりしは本人の已に壇を下りしを以てなり」としている。これに対し被告は「大須賀警部は、被告が演説を中途になし、手巾を以て汗を拭ひつゝ俄然演壇を下たりしを以て、中止するの暇な

かりしと云はれたれ共、被告の演説は決して中途にして停止せざりしは、彼の現場筆記を以て徴すべき也(句讀点)と反論した。判決においては、この演説中止云々の点については、何の判断も下さず、不敬および官吏侮辱の言説は、演説筆記を以て十分に確認できるとしている。

かくして、東京軽罪裁判所の判決は、事実の認定、それに対する法律の適用については、木更津軽罪裁判所の判決と全く同様であったが、ただ量刑についてはそれを軽減し、重禁錮二年罰金五十円監視一年の刑を宣告したのである。それは前にも一言したごとく二月十六日であつた(後掲東京輕罪裁判所判決書参照)。二月二十一日・朝野新聞は、判決書のはほとんど全文を掲載し、この裁判の結末を報道している。

山田としては、再審にまで持ち込んだのであるから、さらによい結果を期待していたであろうが、彼に取つて不利な点は、木更津軽罪裁判所の予審および公判において、検察官の公訴事実の相当部分——詳しいことはわからないが——を認めていたと思われる点である。このことは、東京の公判廷で、岡山弁護士が「本件は被告の自認のみにて他に独立の証拠なし」(後掲傍聴筆記・本誌八五頁参照)と述べていることから伺われる。もしも、山田が木更津軽罪裁判所の予審以降、再審の理由とした演説認可状を証拠として提出、さらに後ちの東京の法廷で主張したような議論を、終始一貫して展開したとすれば、あるいはちがつた結果が得られたかも知れない。それはどこまでも単なる推測にすぎないが。

東京軽罪裁判所の判決に対し、山田がさらに上告したかどうか

は、それに関する新聞報道も、私の知る限りではみあたらないので、残念ながらわからない。量刑が木更津軽罪裁判所の場合より若干軽くなつたこととて、山田は服罪したものと思われるが、確言は避けたい。

山田事件の裁判の終つた直後、二月二十一日、大須賀警部は辞職した。(28)このことは、山田事件と無関係とは思えない。おそらく山田事件の摘発に当り、演説会の現場において、中止を命じなかつたことに対する引責辞職であろう。しかし、翌三月七日、彼は千葉監獄本署詰の看守長に任命されている。(29)

山田島吉は、千葉安房郡金東村(現在は鴨川市金東)の人。万延元年五月十日の出生であるから、事件当時は二十二歳であつた。彼は、千葉師範学校を中退、一時、小学校教員であつたが、間もなくそれを辞し、政治運動に没頭したとのである。彼が木更津軽罪裁判所へ召喚される直前の十五年九月二十五日付で、前原警察署長から同裁判所検事へ提出された彼に関する身上「探偵書」には、「傲慢憚にして且狡黠なり……平素政府を譏諷誹議すること言語に尽し難く動もすれば官吏を誹毀し愚民を煽動し治安を害すること少しとせず」と記されていたという(後掲傍聴筆記・本誌八〇頁参照)。警察側からみた彼の性格とその活動である。ところが、山田を直接知っていた伊藤痴遊(仁太郎)氏は「千葉県の有志で、山田島吉といふ人が居た。前には不敬罪に依つて三年の懲役を勤めて来た。極く落付いて居て、頭腦の緻密な当時の有志としては、先づ屈指の方であつた」(33)。「この人は多少文字もあつたし、性根も、却々坐つて居た」(34)と述べている。

山田が東京輕罪裁判所の判決に対し、上告しなかつたとすれば、十七年二月に入獄、十九年二月頃に出所した筈である。その後も、彼は、当時の自由民権運動において、相当活潑な活動家の一人であつたとみていい。二十年十一月十五日、東京の鷗遊館で開かれた三大事件(憲法公示、外交策轉回、地租軽減)建白に関する全国有志懇談会に、山田は君塚省三らと共に千葉県代表として参加、その直後、彼は千葉県有志と共に、同県庁に三大事件建白書を提出した。(36) 同月二十五日、彼は出版条例違反容疑で警視庁に逮捕されたが、間もなく免訴になつてゐる。(37)

二十年十二月二十五日、保安条例の施行により、山田は退去一年半を命ぜられた。(38)(39) 伊藤痴遊氏によると、ちようどの頃、君塚省三を主謀者とする伊藤博文暗殺陰謀があり、山田は、新潟の今村陽、水戸の片野文助らと共に、それに参加したといふ。(40) この計画は、両國中村楼の一室で爆彈の製造に着手したが、星亨の知るところとなり、その忠告で計画は中止され、爆彈の材料は築地の海へ棄てられたといわれる。(41) しかし、この陰謀については、私の知る限りにおいて、他に徴すべき資料を欠く。

二十二年二月十一日、憲法発布に伴う大赦により、山田は保安条例の退去を解除され、さらに官吏侮辱罪を赦免された。(42)(44) この官吏侮辱罪がどんな事件であつたのか、現在の私は残念ながらそれを確認しえない。

憲法発布後の彼の動靜についても、詳しいことはわからないが、彼は生涯独身で、ほとんど故郷へは帰らなかつたといわれる。(45) 昭和

十五年四月十三日、逝去(46)、享年八十歳であつた。

(1) 明治十五年二月二十三日、大橋村有志が東京交詢社の矢田積、渡辺脩の二人を招いて演説討論会を開いたところ、聴衆五百名に達する盛會であつたといふ(『総房演説集誌』第三号・明治十五年三月十日・一三頁)。同村は演説会が流行した土地柄であつたかも知れない。

(2) 後に本文で詳しく述べることく、山田は「政党論」と題する演説を行つたのは、七月二十九日、金東村野村長吉方であると主張し、それが、この事件の裁判における争点の一つであつたが、ここでは東京輕罪裁判所の判決に一応従つておく。

(3) 当時の千葉県令は船越衛、警部長は本間瀬丞三である(明治十五年八月「官員録」・二四八枚裏)。治罪法によると、県令は、その管轄地内で司法警察権を有していた。次の通りである。

第六〇条 東京警視本署長及び府県長官へ各其管轄地内ニ於テ司法警察官トシテ犯罪ヲ捜査スルニ付検事ト同一ノ權ヲ有ス(下略)

千葉県では、同条の趣旨について、治罪法の施行に先立ち、次のような伺いを司法省に提出している。

明治十四年十二月日不詳・千葉県伺

治罪法第六十条ニ東京警視本署府県長官へ各其管轄地内ニ於テ司法警察官トシテ犯罪ヲ捜査スルニ付検事ト同一ノ權ヲ有スト有之右ハ國事犯並ニ一揆紛擾等国安公署ヲ害スル事件若クハ重大ナル現行犯罪ニ就キ警部又ハ郡長戸長等ヲ指揮シ其捜査ヲ為スニ止リ検事ト同ク平時間断ナク司法警察職務ニ従事シ瓊々タル常時犯ニ至ルマテ捜査ノ指揮ヲ為ス精神ニハ無之義ト相心得可然哉

そして司法省から、同月十七日付で「伺之通」の指令をうけていた

(前掲治罪法質疑録・上巻・一四三頁)。船越県令は、山田事件を「國事犯」または「国安公署ヲ害スル事件」と考え、大須賀警部に指示をあた

えたものと思われる。

(4) 新聞紙条例第一五条による。本稿・門田平三事件の註36・本誌前号七六頁参照。

(5) 後に十七年二月十三日、東京輕罪裁判所公判廷で、山田は「木更津警察署より突然被告を召喚し演説を為ししことありしや否やの尋問に對し判然とは覚えざれど政黨論と云ふ論題にて演説せしことありと答へたるが此時大須賀警部が告発せられたること今日に至り始めて知れり」(後掲傍聽筆記、本誌八三頁参照)と述べている。大須賀警部が、告発に際し、山田を一応召喚して取調べを行うことは十分ありうるとして、前原警察署長の彼が、木更津警察署に山田を召喚することは、一寸考えられない。とすれば、「木更津警察署より」「召喚」というのは、木更津輕罪裁判所の検事が、同署に山田を召喚して取調べたということであらうか。この点疑問としておく。

因みに、前原警察署は、明治九年九月、千葉県警察署前原出張所を改組して設けられたものであるが、山田事件後の十七年八月の機構改革で北条警察署前原分署となつた。現在の鴨川警察署の前身である(鴨川警察署保管の沿革誌による。この文献の引用は、千葉県警察本部教養課次席警部刈米正男氏の御配慮による。その学恩を謝す)。

(6) 検事が犯罪の捜査を終つた時、「輕罪ト思料シタル事件ニ付テハ其輕重難易ニ從ヒ予審ヲ求メ又ハ直ニ輕罪裁判所ニ其訴ヲ為スコシ」(治罪法第一〇七条一号)とされている。山田事件の場合、予審の請求が行われたのである。

(7) 治罪法第一一八条 予審判事ハ検事又ハ民事原告人ノ起訴ニ因リ重罪輕罪ノ事件ヲ受理シタル時ハ被告人ニ對シ先ツ召喚状ヲ發ス可シ(下略)

(8) 拘留状の執行は十日間であり、それを超えるときは、収監状にきりかえられた(治罪法第一二七条)。

(9) 明治十五年八月現在、木更津始審裁判所は、所長が判事藤瀬真直、判事補に天野景治、村越謙藏、斎藤周藏、名越勝治らが在職している(前掲官員録・一八三枚裏)。予審判事は、これら四人の判事補の中の一入であつたと思われる。

(10) 本稿・下山田事件の註13・本誌第四四卷八号・七七頁参照。
(11) 「木更津郷土誌」・昭和二十七年・一二九頁。

(12) 明治十五年八月現在の木更津始審裁判所の判事の陣容は前に述べた(註5・参照)。検察官は、検事碧川真澄、検事補江村忠一郎、近藤誠である(前掲官員録・一八三枚裏)。この中に、裁判長および担当検察官がいるものと思われる。

(13) 上告請求後、山田は保釈(本稿・森田馬太郎事件の註17、本誌第四四卷七号・七七頁参照)を許され、出獄していたものと思われる。明治十六年六月九日、箕浦勝人を迎えての大幡村の懇親会に、山田が出席しているのは(箕浦勝人「房州行紀」・明治十六年六月二十日・郵便報知新聞)、その証拠であらう。

(14) 後に、明治十七年十月二十八日・大審院判例は「唯タニ警官トノミアリテ其被告官吏ノ誰タルヲ指名セスト雖モ刑法第一四一条ハ在官者ノ誰タルヲ問ハストニ其職務ニ對シ侮辱ヲ加ヘタルモノヲ罰スルノ主旨ナリ」(日本刑法実用)・明治二十一年・二二七頁)と、この点の見解を明らかにしている。

(15) 治罪法第四三九条 再審ノ訴ハ左ノ場合ニ於テ重罪輕罪ノ刑ノ言渡ニ對シ被告人ノ利益ノ為メ之ヲ為スコトヲ得但裁判確定ノ後ニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス
一一四(略)

五 公正ノ証書ヲ以テ訴訟書類ニ偽造又ハ錯誤アルコトヲ証明シタル時

(16) 同前第四四四条 大審院ニ於テハ他ノ事件ヲ閱キ刑事局判事全員の

議局ニ集會シ專任判事ノ報告書及ヒ検事長ノ意見書ニ依リ判決ヲ為ス可シ

(17) 同前第四四五条 大審院ニ於テ再審ノ原由アルコトヲ認メタル時ハ
原裁判言渡ヲ破毀シ公訴及ヒ私訴ニ付キ再審ヲ為ス可キコトヲ言渡シ其
事件ヲ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移ス可シ

其送付ヲ受ケタル裁判所ニ於テハ通常ノ規則ニ從ヒ裁判ヲ為ス可シ

この「通常ノ規則ニ從ヒ」の解釈で、ふたたび予審を行ふべきか否かの点は、疑問もあつたと思われるが、東京輕罪裁判所は、予審を行わず、直に公判を開いている。このことは、公判廷に提出された予審決定言渡書は、木更津輕罪裁判所のそれであることから(後掲傍聴筆記・本誌八一頁参照)、推測される。

(18) 当時、東京始審裁判所在勤の判事補で、小沢姓の人は、小沢有鄰だけである(明治十六年十月「官員録」・一七五枚表、同十七年十月「官員録」・二〇〇枚裏)。

(19)・(20) 輕罪裁判所の判事は、原則として一名であるから(治罪法第五五條、山田事件の担当裁判官は、中御門判事であつたところ、十一月十五日の公判の際、急病のため欠席、急拠小沢判事補が代行、翌年一月十八日、中御門判事による公判が開始されたが、同判事が病後のため、万一の場合を慮り、陪席として矢野判事も任命したと考えると、這般の事情が矛盾なく理解できる。おそらくそれが真相であらう。

(21) このことを正面から規定した条文は、治罪法にはみあたらない。しかし、公判始末書には「弁論数日ニ渉ル時」「同一ノ裁判官出席シタルコトヲ記載ス可シ」(治罪法第三二八條)として、このことからも、当然の結論と思われる。堀田正忠検事は、重罪裁判において、予備判事(治罪法第三二七條)を置かう理由として「公判判事ハ、公廷弁論ヲ聴キ、因テ其心中ニ惹起セン所ノ心証ニ因リ事ヲ断スルモノナレハ、終始必ス公廷ニ立會ハサル可カラス。若シ弁論中差支ラ生シ、他ノ判事之

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

ニ代ルトキハ、更ニ弁論ヲ為サ、ル可カラス。故ニ裁判官ニ差支ラ生スルノ恐アルトキハ、裁判長予メ予備陪席判事ヲ設ケ、之ヲシテ公廷ニ列席セシメ、以テ本員差支アルトキノ用ニ供ス可キナリ」(前掲治罪法釈義・二六三九頁—二六四〇頁)と述べている。輕罪裁判においては、予備判事の制度はないが、「公判判事ハ」「終始必ス法廷ニ立會」(弁論中差支ラ生シ他ノ判事之ニ代ルトキハ更ニ弁論ヲ為サ、ル可カラス)という法理は、輕罪裁判においても同様であらう。

(22) 警部横山知は、明治十七年九月「千葉縣警察職員録」(写本、手塚蔵)によると、警察本署の第二部長(行政)兼第三部長(司法)である(一枚裏、二枚裏)。この公判当時も、おそらく第三部長であつたため、警察側の代表として出廷したのであらう。

(23) この朝野新聞の記事に対し、千葉縣警察本署は、一部取消を要請した。それがため、一月二十三日・同新聞は、その申入書を掲載して取消を行つた。次の通りである。

本月十九日発行其社新聞第三千七十四号雜報欄内ニ、演說中不敬ノ罪ト認メラレ、木更津輕罪裁判所ニテ重禁錮三年罰金百圓ニ処セラレタル当県平民山田島吉ノ件ニ付、東京輕罪裁判所公判ノ顛末掲載有之候処、右之内、本県警部横山知ノ証言ニ係ル部分ニハ、前後欠漏ノ嫌不尠、為メニ事実上誤謬ヲ招ク者ニ付、速ニ正誤可取計、此段申入候也
明治十七年一月廿一日

千葉縣警察本署

右之通ニ付、横山氏の証言に係はる部分は取消候事

千葉縣警察本署としては、横山警部の証言が余りにもだらしが無いとの印象を、読者にあたえることをおそれたのであらう。

(24) このことは、すでに本文で述べたごとく、木更津輕罪裁判所の第一審判決に対する最初の上告審でも、被告が上告理由として主張したところであるが(本誌六九頁参照)、そのときは、警察署の認可状そのもの

を証拠として提出しなかつたので、大審院は、全く問題にせず、簡単に一蹴したのである(後掲明治十六年七月二十三日・大審院判決書参照)。(26) 東京軽罪裁判所の公判で、岡山弁護人は「被告は今回事件のめいに二年も獄窓に呻吟云々」と述べている(後掲傍聴筆記・本誌八九頁参照)。大更津軽罪裁判所の判決に對し上告した際、彼が保釈となつたと思われることは、前に述べた(註13・参照)。上告棄却になつた際、この保釈は取消された筈であるが(治罪法第三六四條二項)、それ以来、再審請求中としてこの判決言渡の日まで、あしかけ二年、正味七カ月にわたつて、彼の拘禁はつづいたものと思われる。

(26) そのほか、私の知る限りでは、二月十八日・時事新報および東京日日新聞は、判決の要旨を掲げてそれを報じ、また、二月二十四日・伊勢新聞は、木更津軽罪裁判所以来の裁判の推移と、東京軽罪裁判所の量刑のみを報道している。

(27) 治罪法第四三四條二項 大審院ヨリ送付ヲ受ケタル裁判所ノ裁判言渡ニ對シテハ通常ノ規則ニ從ヒ更ニ上告ヲ為スコトヲ得

(28) 明治十七年二月二十六日・朝野新聞は「山田島吉公判中証人として出廷されたる千葉県警部大須賀光頭氏は、去る廿一日辭職されたりとぞ」と報じている。

(29) 東京軽罪裁判所の公判廷において、塩野検事は「大須賀警部が被告の演説を中止せざりしより今回の再審ある所以にして若し中止せば年を亘りて此再審あらんや」(後掲傍聴筆記・本誌八六頁参照)と、暗々裡に大須賀警部を非難している。

(30) 明治十七年三月九日・千葉公報は「元本県警部を勤められし大須賀光頭氏は、一昨日、本県看守長(月俸十五円)を命ぜられ、監獄本署詰を申し付られ云々」と報じている。警部(月俸二十円乃至四十円)から看守長へ自発的に転職することは考えられない。

なお、山田の演説に臨監した二人の巡查は、とくに辭職した形跡はな

い。同年九月現在、巡查大鐘朝走は警部補代理として茂原警察署一宮本郷分署長、巡查宮定七は松戸警察署関宿分署にそれぞれ在勤しているからである(前掲千葉県警察職員録・三六枚裏、二二枚表)。因みに大鐘巡查は後に昇進し、二十三年警部に任ぜられ、千葉警察署々長代理を最後に二十九年免官、その後船橋町助役を務めた人である(房総人名辞書・明治四十二年・二二二頁)。

(31) 千葉県長狭町役場の除籍謄本による。

(32) 千葉県々史編纂室川村優氏が、現在の山田家当主理一氏(島吉の義兄の孫)から聴かれた聞書による。御教示を賜つた川村氏の学恩を謝す。

(33) 伊藤痴遊「半生の回顧」・続伊藤痴遊全集第二卷・昭和六年・二四四頁。

(34) 同前「星亨」・伊藤痴遊全集第九卷・昭和四年・四三六頁。

(35) 前掲自由党史・下巻・二九一頁、二九四頁。

(36) 明治二十年十一月二十日・めざまし新聞。

(37) 明治二十年十一月二十七日、同年十二月二十三日・めざまし新聞。

(38) 明治二十年十二月二十八日・めざまし新聞、時事新報、前掲自由党史・下巻・三三三頁。

(39) 保安条例(明治二十年十二月二十五日・勅令第六七号) 第四条 皇居又ハ行在所ヲ距ル三里以内ノ地ニ住居又ハ寄宿スル者ニシテ内乱ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ虞アリト認ムルトキハ警視總監又ハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經期日又ハ時間ヲ限リ退去ヲ命ジ三年以内同一ノ距離内ニ出入寄宿又ハ住居ヲ禁スルコトヲ得
退去ノ命ヲ受ケテ期日又ハ時間内ニ退去セサル者又ハ退去シタルノ後更ニ禁ヲ犯ス者ハ一年以上三年以下ノ輕禁錮ニ処シ仍ホ五年以下ノ監視ニ付ス

(40) 伊藤・前掲半生の回顧・前掲続全集第二卷・二四九頁以下。

(41) 伊藤・前掲星亨・前掲全集第九卷・四三五頁以下。

(42) 明治二十二年二月十一日・勅令第二号第一条に「本令發布以前ニ於テ左ノ罪ヲ犯シタル者ハ之ヲ赦免ス」とあり、その「五」に「保安条例ノ罪」、「十六」に「刑法第四百一条ノ罪」すなわち官吏侮辱罪がある。

(43) 明治二十二年二月十三日・東京日日新聞。

(44) 明治二十二年二月十三日・読売新聞。彼は、この官吏侮辱罪で入獄中であつたのか、あるいは裁判が進行中であつたのか、その辺の事情は不明である。

(45) 註32に同じ。

(46) 前掲除籍簿本による。

前註

(1) 本文でも述べたごとく、明治十五年十一月六日・木更津軽罪裁判所の判決書は不明である。

(2) 明治十六年七月二十三日・大審院判決書は、最高裁判所保管の判決正本による。

(3) 明治十六年十月二十三日・大審院判決書は、最高裁判所保管の判決正本による。これは、「大審院刑事判決録・明治十六年九月—十月」四五九頁以下にも掲載されているが、判事、書記の氏名などは省略されている。

(4) 東京軽罪裁判所の公判傍聴筆記は、朝野新聞所載のものによる。公式の公判始末書が湮滅したと思われる現在、公判の状況を物語る唯一の資料である。しかし、本文でも述べたごとく(本誌七一頁参照)、この筆記は、第三回乃至第五回公判のものであつて、第一回第二回のそれは残っていない。

(5) 明治十七年二月十六日・東京軽罪裁判所の判決書は、同年二月二十一日・朝野新聞所載のものによる。その中には、一部「中略」となつて

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

いる個所があるが、私の知る限りにおいて、他に判決書をみいだせない。因みに、現在の東京地方検察庁には、当時の判決正本は保管されていない。職災のためである。

言渡書

千葉県長狭郡金東村平民利右衛門長男

農業

山田 島吉

明治十五年十一月
二十二歳六ヶ月

明治十五年十一月六日木更津軽罪裁判所ニ於テ右島吉カ被告事件ヲ審理シ其公衆ニ対シ演説中天皇陛下ニ対シ不敬ノ言詞ヲ発シ又官吏ノ職務ニ対シ侮辱シタル事実アリト認メ刑法第一百七十七条第二十條及ヒ第四百一条ニ照シ第百條ニ依リ其重キ第百十七條第百二十條ニ從ヒ重禁錮三年罰金百圓監視一年ニ処断セリ

右島吉カ其処断ニ服セス上告ヲシタル要旨ハ此ヲ四件ニ區別セリ日ク被告ハ檢察官カ筆記ノ如キ演説ヲナシタルコトハ決テコレナシ若シ其演説ヲ為シタル者ナラハ臨席ノ警部巡查ハ直ニ中止解散及ヒ被告ヲ逮捕スル等現行犯ノ手続ヲナスヘキハ法律上必ス為サ、ルヲ得サルノ職務ナリ而テ其然ラサル所ノ者ハ即チ是筆記ノ事実ニ反スル所以ニシテ被告ノ反対証ナリト開陳スル所ナリ警官ニ於テ右手続ヲ為サ、ルハ一時ノ過失ニ出タル者ナリト謂フモ決テ職務上ノ過失ニアラス即チ法律ニ違反シタル処分ナリ苟モ法律ニ違反シタル処分ニシテ其提供シタ筆記ハ証拠トナス可カラサルナリ然ルニ之ヲ採用シタルハ証拠法ヲ誤リタル者ナリ曰ク該筆記ノ

如キ演説ヲナシタル者ナリト仮定スルモ其文辭ヲ解釈スルニ官吏カ聖明ノ至徳ヲ蔽フヲ切言シタル者ニシテ尊王愛國ノ赤心ニ出タルト謂フモ決テ刑法第一百七條ニ依リ罰セラル可キ者ニアラサルナリ而テ我政府ノ官吏云々トノミ稱シテ其誰某タルヲ明示セサレハ刑法第四百一十一條ヲ適用スヘキ者ニアラサルナリ曰ク該筆記ノ末尾ニ寺門村三上文太郎方ニテ筆記トアリ而シテ警察官カ告発ニ係ル演説ノ場所ハ大幡村川名治八方ナレハ數十町距離アル寺門村ニ於テ之ヲ筆記シ得ヘカラサルコトナルニ原裁判官ニ於テ之ヲ現場筆記ナリト為シタルハ粗漏ナリ曰ク原裁判官渡書ニ明治十五年七月三十日大幡村川名治八方ニ於テ政黨論ト題シ云々トアレトモ同日同場ニ於テ演説セシハ政治學一斑ト題シタルモノニテ政黨論ト題シタル演説ハ其前日即チ七月二十九日金東村野村長吉方ニ於テ為シタルコトアリ本件事実ハ或ハ之ヲ指稱セラレタルニ非ルヤ果シテ然ラハ時日場所ヲ錯誤セシ不当ノ判決ナリト云フニ在リ大審院ニ於テ檢事加納久宜氏ノ意見及ヒ代言人山岡兼吉氏カ上告趣意ノ弁明ヲ聽キ之ヲ判決スル左ノ如シ

裁判官渡ニ対シ上告ヲ為スコトヲ得ル場合ハ治罪法第四百十條ニ規定シタル十一項ニ限リ其項目中ニ適當スルニ非レハ之ヲ為スヲ得サル者トス本案上告論旨ヲ案スルニ右第一ヨリ第九マテノ項目ニハ一モ適當スル者ナシ独リ刑法第一百七條ニ依ルヘキニアラス第四百一十一條ヲ適用ス可キニアラス云々ノ点ハ稍第十項ノ場合即チ擬律ノ錯誤ヲ論告スル如キ語意アリト雖トモ原裁判官渡書ニ明示シタル二個ノ被告事実ニ対シテハ適當ノ擬律ナルヲ以テ之ヲ錯

誤ト謂フヲ得ス其他採用シタル証憑ト認定シタル事実等ニ付非難スル点ハ或ハ第十一項ノ場合即チ越權ノ処分ナリト論告スルノ精神ヲ有スル如シト雖トモ今原裁判官渡ヲ監査スルニ治罪法第四百十六條ノ規則ニ基キ事実裁判官ニ任從セラレタル当然ノ權内ニ於テ其有効ナリト認メタル諸証憑ヲ示シ以テ其不敬罪ト侮辱罪トノ二個ノ事実アリト判定シタル者ニシテ毫モ越權ノ処分アルコトナシ故ニ上告ノ旨趣ハ總テ相立タサル者トス

因テ治罪法第四百二十七條ニ從ヒ之ヲ棄却スル者ナリ
大審院ニ於テ檢事加納久宜立會宣告ス

明治十六年七月二十三日

裁判長 西岡 逾明
專任 判事 高木 勤

判事 山根 秀介
判事 昌谷 千里
判事 小村寿太郎
書記 上田 庸熙

宣 告

千葉眞安房國長狹郡金東村

平民利右衛門長男

山田 島吉

明治十五年一月
二十二年六月

明治十五年七月三十日千葉眞安房國長狹郡大幡村旅人宿川名治八

方ニ於テ政黨論ト題シ公衆ニ演說中天皇陛下ニ對シ不敬ノ言詞ヲ
 発シ且官吏ノ職務ニ對シ侮辱シタル被告事件ニ付明治十五年十一
 月六日木更津輕罪裁判所ニ於テ刑法第百七十七條第百二十條第百四
 十一條第百條ニ依リ重禁錮三年ニ処シ罰金百円ヲ附加シ一年ノ監
 視ニ付ストト言渡シタル裁判確定ノ後被告再審ノ訴ヲ為セリ其要
 領ハ明治十五年七月三十日千葉県安房国長狭郡大幡村旅人宿川名
 治八方ニ於テ政黨論ト題スル政談演說ヲ以公衆ニ對シ演說中天皇
 陛下ニ對シ不敬ノ言詞ヲ発シ又官吏ノ職務ニ對シ侮辱ヲ為シタル
 トテ一ノ重キ刑法第百七十七條第百二十條ニ依リ重禁錮三年罰金百
 円監視一年ニ処断セラレタルモ被告ハ元來深ク勤王ノ志ヲ養ヒ居
 ル者ナレハ何ソソ突然意思ヲ變シテ斯ノ如キ不敬ノ挙動ニ涉ルヘ
 キ理アランヤ當時所轄警察署ノ演說開会認可状ヲ閱スルニ明治十
 五年七月三十日大幡村川名治八方ニ於テ政黨論ト題スル演說ヲ為
 サ、ルコト明了ナレハ原裁判ハ事實錯誤ノ裁判ナルヲ以治罪法第
 四百三十九條ニ依リ原裁判ヲ破毀セラレ更ニ再審アランコトヲ企
 望スト言ニ在リ

大審院檢事長渡辺驥カ意見ノ要旨ニ曰ク被告ハ政黨論ト題スル演
 說ヲ為シ天皇陛下ニ對シ不敬ノ言詞ヲ發シタル事實明了ナリト雖
 其演說ヲ為シタル場所及ヒ其日子ニ至リテハ被告提出セル証書ノ
 如ク大幡村川名治八方ニ非スシテ金束村野村長吉方ナルコト及ヒ
 七月三十日ニ非スシテ廿九日ナルコトハ當時前原警察署ヘ差出シ
 タル該演說開会届書ニ由テ其錯誤ヲ徴スルニ足レリ故ニ此一点ニ
 至リテハ治罪法第四百三十九條第五ニ照シ再審ノ原由アルモノト

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

思考スト

大審院ニ於テ專任判事ノ報告本院檢事長渡辺驥ノ意見ニ依リ會議
 局ニ於テ判決スル左ノ如シ

原裁判ノ理由トセル事實ハ専ラ巡查大鐘朝走宮定七ノ演說筆記及
 警部大須賀光顯ノ告発状ニ因由スト雖モ該巡查ノ筆記ハ長狭郡寺
 門村三上文次郎方ニ於テテストアリテ演說席上ニ於テ作シモノニ非
 サルノミナラス明治十五年七月三十日被告等カ演說ヲ為サント欲
 スルノ初メニ方リ先ツ其表題ヲ筆記シテ前原警察署ヘ届出テ其認
 可ヲ得タル書面ヲ閱スルニ其題名ハ政治学一班トアリテ政黨論ニ
 非ス且長狭郡大幡村旅人宿川名治八方ニ於テ為スヲ得ヘキ認可状
 ニモ非サルナリ之ヲ觀ルトキハ前陳二名ノ巡查カ作リタル演說筆
 記ハ明治十五年七月三十日川名治八方ニシテ被告カ政黨論ノ演說
 ヲ為シ天皇陛下ニ對シ不敬ノ言詞ヲ發シタルト認ムル証拠トハ為
 スヲ得サルヘシ然ハ則警部大須賀光顯ノ告発ニ於ルモ單ヘニ原案
 ヲ此演說筆記ニ採ルモノナレハ從テ齟齬ヲ來セシモノニシテ所謂
 訴訟書類ノ錯誤アルモノト言ハサルヲ得ス之ヲ要スルニ治罪法第
 四百三十九條第五項ニ適當スルモノナレハ治罪法第四百四十五條
 ニ照シ原裁判ノ言渡ヲ破棄シ正当ノ裁判ヲ受ケシメンカ為メ東京
 輕罪裁判所ニ移スモノ也

裁判長 判事 大塚 正男
 專任 判事 伴 正臣
 判事 石井 忠恭
 判事 中島 盛有

明治十六年十月廿三日

判事	鳥居	断三
判事	土師	經典
判事	薄井	竜之
判事	園田	弘
書記	宮部	時雍

朝野新聞所載公判傍聴筆記

(明治十七年二月九日・朝野新聞)

千葉県平民山田島吉氏が演説中天皇陛下に対し奉り不敬の言語に及びたりと認められ重懲罰三年罰金百円を命ぜられたるを不当として上告し再審になりし事等は屢ば記載せしが昨日後零時卅分東京輕罪裁判所於て公判を開かれ掛官は中御門判事檢察官は塩野檢事にて陪席判事一名証人千葉県の大須賀警部弁護人岡山兼吉出頭さる裁判官は書記をして彼の演説会主安田勲が病氣に付木更津輕罪裁判所より同人宅に就き取調べられたる調書を朗読せしむ次に大須賀警部を証人として呼び出したる旨を告げ且つ被告人及び弁護人に質問したき事あらば質問すべしと命ぜられる

(被告) 演説を為したる日より告発になりし日の間は殆んど五十日を経過せし所以並に当時臨監して被告は罪を犯したるものと認められし所以は如何

(証人大須賀) 前段は県令へ伺ひし書面往復の爲め時日を費したるものにして後段其罪の有無は木更津警察所に於て述べたるに付改

めて茲に述ぶるは無用なり

(弁護人) 十五年九月廿五日附の探偵書を木更津輕罪裁判所檢事へ差出されしことありや

(証) 之れ有りと

於是裁判官は書記をして探偵書を朗読せしめ之に相違なきやを問はる

(証) 相違なし

(弁) 探偵書に山田島吉の性質を書し傲慢慥にして且つ狡黠なりと又其未項に平素政府を讒謗誹譏すること言語に尽し難し動もすれば官吏を誹毀し愚民を煽動し治安を害すること少しとせず云々とあり果して斯く自認されしものなるや

(証) 風評を探偵して記載せしものなれば十分の証拠とも言ふを得ず

(弁) 政府を讒謗し治安を妨害する杯も僅に風評によりて実地の事を探偵せられざるは驚き入つたる次第なり職務柄にも似ず何故に其真実なることを探偵せられざりしや

(檢察官) 只今弁護人の弁論は官吏の職務に立入り本案の事実に必要な用無きものと思考すれば中止せられたし

(同年同月十日・同新聞)

(弁) 証人の述ぶる所を信用し事実を確めん爲めに質問を爲すのみ決して其職務に立入るものにあらざるなり且つ十五年七月三十一日附にて原告より前原警察本署へ届出られし書面には被告は天皇陛

下に對し不敬の所為をなし扇を結ばずして直ちに退きたる故中止解
散を命ずるに至らずとあり当日島吉の後に猶弁士もありしに不敬罪
を犯したるものありと信じながら同會に解散を命ぜざりしは事実の
解せざる所なり又演說練替の事實は如何なる訳なりしや

(証) 前段中止解散を命ぜざりしは本人の已に壇を下りしを以て
なり又後段の問の如きは会主安田勲より願出るにつき本職に於て臨
時聞き置きたるものなり

(弁) 告訴狀に添へある飯屋三上文次郎方にて筆記したるものは
臨監の帰途に於てなししに猶現場の筆記と認めらるるや

(証) 右飯屋に於ては同様の書面を淨書せしものなり又其練替の
儀は本職に於て臨時聞届けしなり

(弁) 演說壇を退きたるにより中止解散を命ぜざりしとは甚だ解
し難き事にして必ず別に之を差止めざるの理由あるならん又陪席判
事は余の述べし所を以て弁護人の質問は事實にあらざりて弁論に涉
り官吏の職務に立入るものなりとて裁判官へ中止を請はれたるが只
今弁護人の質問の如きは決して弁論にあらざり即ち真実の情態を問ふ
に止まるものなり譬へば盜贓物たるを知て之を買ひたるか將た知ら
ずして買ひしかと尋問するものと同一にして事實の質問たるや言を
俟たざるなり

(判) 右は事實にあらざり弁論に亘たるものと認む

(弁) 然らば止むを得ざるが此事確と筆記ありたしと

是に於て証人調は粗ぼ済みたれば檢察官は今般の被告事件を証明
し証拠の取捨を述べて其証明を二段に別たる即ち第一段は十五年七

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

月三十日の演說に山田島吉は川名治八方にて政黨論と題し演說をな
したるに相違なき事第二段は我天皇陛下に對し不敬の所為をなし且
官吏に對して侮辱を加へしに相違なき事而して右第一段は左の七個
の証拠に照して明瞭なり 第一 十五年七月三十一日附前原警察署
長大須賀警部より千葉県令へ宛てたる演說者処分に附ての上申書
宮巡查の筆記演題及び右に付ての附箋等公正の証書 第二 十五年
八月二十三日の告発狀に添へある大金及び宮巡查の筆記及び木更津
輕罪裁判所の予審言渡 第三 木更津輕罪裁判所予審の問に對し十
五年七月卅日川名治八方にて演說せしに相違なしといへる被告自か
らの陳述 第四 木更津輕罪裁判所公判始末書即ち七月卅日川名治
八方にて演說を為ししに相違なしと自認せし旨記載しある事(此時
陪席判事は裁判長に請求して曰く檢察官の陳述は最早証人に關係なき事と認
めらるれば証人は退廷して然るべからんと是に於て証人は退廷を命ぜらる)
第五 木更津輕罪裁判所に於て公判の際被告は天皇陛下に對し奉り
毫も不敬を為さざりしとの証拠を述べらるに當り荒砥道太郎が県令の
職務に對して演說せしすら中止解散を命ぜらるゝ位なれば被告にし
て若し天皇陛下に對し奉り不敬に及ぶ事あらば無論中止せらるべき
筈なるに其然らざるものは不敬を為さざりし明証なりと此言たるや
以て被告が三十日に演說を為したるに相違無きを証明するに足れり
と時に裁判長は本日は猶他の都合もあれば是にて閉廷し来る十三日
午前第九時更らに開廷すべき旨を告げられ一同退散になりたり

(同年同月十四日・同新聞)

天皇陛下に対し奉り不敬事件につき再審になりし山田島吉氏の公判は前回に引続き昨日公判廷を開かれたるが傍聴筆記の概略を左に掲ぐ

午十二時過ぎ開廷係官等総て前回に同じ

(檢察官) 過日公判の折中途にて終りし彼の第七条の挙証に付猶申述べんに磯間岩吉の答へに聊か山田の演説を記憶し居れり即ち其論題は政党論と覚えたりと云ひたり又山田が演説せしは十五年七月三十日にあらで二十九日なりと巡査の筆記にあり且つ此の演説は甚だ不明瞭にして能く聞取れずと答へし者は只八代某のみにて他の証人の答へは皆警察官の告発と異なるもの無し去れば被告が演説をなしたる時は十五年七月卅日たるや明白なり又天皇陛下に対し不敬のことは前回に述べし第一第二の挙証にて十分なり依て今之れを述べず

(判) 被告は申立べきことあらば述べよ

(山田) 余の演説をなしたるときは会主は安田某にて十五年七月二十四日安田よりの使の者を以て右演題を警察署へ届出でしに警察署にては認可せられず会主の出頭する様達せられしにつき安田の弟某を以て届出し論題の説明不足なりとて下戻されしにより安田より更に論題を細密になりして届出し位なれば警察署に於て決して軽々しく事を取扱はるる筈もなく錯誤等のことは毫も之れ無きことと思へど怪しむべきは被告が居村にては賭博者杯の多きより民設巡査を置きしに此の巡査品行宜しからざる者ありしが為めか毫も賭博の取締とならざるゆゑ余等之を廢せんと主張せしより彼の大塚警部等

の憤怒を招きし者ならんと想像せらるる憤怒に依て無罪を羅織せらるるは実に残念の至り也又集会条例に依れば説明の論題外に渉る時は中止あるべきに其之れ無かりしは必竟被告が演説の論題外に渉らざりし一証なり又演説場へ警官場臨の節は会主より現に演説をなす者を上申なし警官は其筋書や認可状を参照して其演説旨趣の其届出に相違することあれば必ず中止せらるゝは木更津警察署のみならず一般の例規なりと思考せり又被告は果して警官の告発せられたる如きの演説をなしたならば其時中止解散を命ぜらるゝか然らずは早速警察署より県庁へ其処分方を請求せらるべきに之れ等の事のなかりしは被告が過激の演説をなさざりし明証なり

(同年同月十五日・同新聞)

(弁) 檢察官の説明は甚だ弁論に類せしを以て余も亦是より弁論に取保らん抑も第一に述べべきものは被告が為したる演説は十五年七月廿九日なるや將た卅日なるや第二に被告が其時為したる演説は天皇陛下に対し奉り不敬の言語を吐露せしや否や此二点に就て説明すべし檢察官は十五年八月廿三日大塚警部の告発状並に証拠として之れに附帶したる巡査大金某他一名の現場筆記に係るものを以て充分なる証拠と認定せられたるもの如し去れど此筆記は未だ十分なる証拠と云ひ難し何となれば大須賀警部の告発状中に十五年七日卅日河名利八方に於て政党論の演題を以て演説云々とありし以上は被告が演説せし月日は七月三十日なりとの取調べなるや明かなり然るに被告は前回の公判に於ても陳述したる如く三十日にあらで廿九日

に演説せしなり而して檢察官は被告が三十日の演説が不敬に涉りしと認定せられしも被告が演説せしは三十日にあらず二十九日なりとのことを解知せられれば其の事実にて錯誤たるや亦明かなり又檢察官の現場筆記を証拠とすと言はるゝは猶可なれど今回の現場筆記なるものは真に現場の筆記にあらず其の写を告発状に添へて出だしたるものなり其写を以て証拠とせらるゝも猶可なりとせんも亦夫々公正の順序を以て手続を経たるものに非ず加之彼の現場筆記なる者は寺方村某の方に於て筆記すとあり然るに前回被告が申しゝ如く寺方村の某方と河名某方とは余程の距離ありて警官の告訴に現場筆記とあるも現場筆記に非ず並に謄写手続き公正の道を踏まざること已に明らかなる以上は決して十分の証拠となるの効なきものなり是れ大審院に於て事実錯誤せりと認定せられたる所以なるべし斯く論じ来たれば檢察官に於ては別に明瞭なる証拠を挙げらるべし

(被山田) 本更津警察署より突然被告を召喚し演説を為しゝことありしや否やの尋問に対し判然とは覚えざれど政党論と云ふ論題にて演説せしことありと答へたるが此時大須賀警部が告発せられたることを今日に至り始めて知れり被告にして平素不敬の言語を発するの精神あれば豈其演説をなしたる月日位を記憶せざるの理あらんや其の月日を記憶せざるは即ち被告が平素不敬の言語を発するの意なきや明なり且被告は今日の昭代に生息し何を苦んで恐れ多くも天皇陛下に対し奉り不敬の言語を發せんや

(弁) 根本の筆記の錯誤せしときは其の写は從て証拠の効力を持たざることは論を俟たず依りて今敢て是れ等の陳弁を要せず只陳述

せねばならぬことは被告が演説中不敬の言語を吐露せしとき臨監の警官が之れを中止せざりしは過失なりとか或は被告が演説をなしたる時手拭ひにて汗を掃ひつゝ直ちに演壇を下りたるがためなり杯と云はれしかど是れ等は道理に合わぬものなり況んや本件の如きは重大の件にして恐れ多くも天皇陛下に対し不敬の件なりと言はるゝにも拘らず中止せざりしは全く集会条例にも触れざるものなりと云はざる可らず警官は被告の演説中敢て不敬なりと認めざりしも後に筆記を一見し始めて不敬なりと心得告発せりと言はるゝやも固り難けれど三人も臨監せられ其場にては不敬と認められざりしは惟むべきの至なり又千葉県輕罪裁判所に於て被告に向ひ天皇陛下に対し奉りて不敬の言語ありしや否やの尋問にあらずして過激の言語を吐露せしや否やにあり此の如き尋問は要するに欺て人を罪に陥しいるゝ者なり然らば治罪法第五十条の部内に入るゝも不可なし且右尋問の時三十日に過激の演説を為しゝやゝと詰られたるとき其三十日と云ふことのみ至て言語を低くせられ頻りに過激の演説を為したるべしと詰られしは是又窩弓を以て陥しいるゝの類なり

(同年同月十六日・同新聞)

(被山田) 本更津輕罪裁判所予審のとき事実錯誤等のことは全く心附かず只演説の過激に涉りしや否やの点に付て専ら答弁をなせり去れば大審院に於ては被告が陳述に付て事実上錯誤ありと認められたるに非ず全く右裁判所調の首尾貫徹せざる等のことありしを以て事実上錯誤等あるべしと思惟せられし者にて被告が陳述なくも全く

事実には錯誤ありしことは大審院の判決を以て知るべし又荒砥道太郎が小幡村にて演説中監臨の警官より中止解散を命ぜられたる論題を記憶し居りしを以て檢察官は第四の証とせられたれど是れ決して証拠となるべきものにあらず凡そ事物の著しきものは記憶し居るは人情の常にて譬へば歴史を読むに当り激戦等ありし所は一見能く記憶し居るものなり被告が荒砥の演説中止になりしことを記憶し居りしは其の警官の厄介となりしを以てなり又大須賀警部よりの告訴状に添へて出だせる現場筆記と云ふ者は事実現場の筆記とは認る能はず被告が居村杯の演説開会中往々夜に入ることもあり臨監の警官も往々筆記をなされざることもあり尤も夜に入れば点燈することもあるべしと被告が演説を為したるときは未だ点燈するの時刻にも至らず去れど田舎の矮屋杯の夕刻太陽の光線達せず故に筆記を為し得べき光明もなく即ち暗淡たる時刻にてありしなり然らば彼の時巡査は筆記を為し得べき管なし且つ被告も巡査の筆記せられざる様覚えたり然らば彼の現場筆記と云ふものは真に現場の筆記にあらざるべし則是れ事実の錯誤たるを知るべきなり然るに猶之れを現場筆記と云はゞ其の現場に於て筆記せし手帳なり紙片なり被告に示さざるべからず且つ右現場筆記と云ふものは三上某方に於て筆記すと明記せり然るに三上某方と被告が演説せし処即ち河名治八方とは余程の距離あり是亦事実の錯誤なり

(弁) 大審院に於て已に事実には錯誤ありと認められたる以上は木更津輕罪裁判所の予審調書を以て証拠となすべからざること勿論なり然らば被告が演説せし月日の尋問に對し七月卅日にてありしか

位の事に答へしものは以て其証拠となすに足らず只だ被告は荒砥道太郎の演説せし月日は今も猶七月三十日なりと申せども被告の演説も荒砥と同日にあらざれば事実には於て齟齬するにもあらず且つ彼の現場筆記と云ふものは真に現場の筆記にあらで其の写なり然らば眞の現場筆記を檢察官より示されざる以上は被告に於て之れを現場の筆記と認ること能はず去れど岩石河海等なれば格別一片の筆記位は決して示す難き者にあらず彼の筆記の写しなる者は一片の古紙なるに檢察官は之を以て充分の証拠物とせらるゝは証拠法に背反せりと云ふべし又被告が十五年七月三十日に演説せざりし第一の証拠は警察署よりの演説認可状なり是れは実に独立の証拠力を有するものなり而して被告の演説中監臨の警官より中止解散を命ぜざりしは被告の過激なる演説を為さざりし証なり又過日当法廷へ証人として召喚になりし荒砥某の答に被告が演説し政黨論は七月三十日に非ず二十九日なりとありしは其演説の二十九日に相違無き一証なることを知るべきなり

(同年同月十七日・同新聞)

然るに過日大須賀警部は其の認可せしは廿九日なれども都合に依り三十日に繰替へたりと云はれたり去れども其繰り替へたる明証を挙げざる以上は彼の認可状を打ち消す能はず又大審院に於て事実には錯誤ありと認められたることを見ても被告が演説の二十九日なることを証明すべし斯く論じ来れば第一本件の起本にして檢察官の証とせらるる大須賀警部が親しく演説を聞きし事及び巡査大鐘朝走官定

吉兩人の現場筆記は竟に証となすに足らざるものなり何となれば大須賀警部は親から臨検しながら演説を中止せず又其筆記は真に現場の筆記にあらざればなり去らば檢察官が第一の証拠とせられたる城壁は巴に破れたりと云ふべし其の第七項迄拳証せられたるも其は皆前の大須賀警部の親から聞きしものと巡查二名の筆記より生じたるものなれば従て七項とも一も証とすべきものなし又被告の演説にして果して過激ならば警官は直ちに其処分方を臈庁へ伺はるべきに左は無くして卅日も経過せし後伺われしは是又其演説の過激ならざりしを見るに足れり全体に付猶一応陳述すべし抑も本件は被告の自認のみにて他に独立の証拠無し檢察官に於ては大須賀警部が被告の演説を親しく聴聞せられたる者と巡查大鐘宮兩氏の筆記とを以て充分なる独立の証拠と認められしも余が前段陳述したる駁撃に於て其充分なる独立の証拠と認められたる者は消滅せりと云ふべし去れば前に述べし如く被告が自認のみにては罪となるべき性質なし是れ方今英國に行はるゝ法律なり本邦に於ても故広沢參議暗殺の件にて公廷を開かれたる折当時掛判官玉乃氏は被告が自ら殺害り(まま)と申述せしも是れ自白のみ他に抛るべき証明なし依てせ罪となるべき者に非ずと云はれしことありき況んや本件の如きは被告が一度は自認せしも今日となり其然らざることを申立て前の自認を打消したるに非ずや又彼の現場筆記の当法廷に在るものは仮令ひ写なるも公正の手續を経たるものなりせば独立の証拠力を有するものなるべけれど前回にも陳述せし如く彼の筆記は実に官吏が公正の手續を踏み淨書せしものに非ず故に全く其効力なきものなり又大須賀警部は果して廿九日

に差出したる演題を三十日に認可せられたるものならば集会条例第一条に違背せし者なりと謂はざる可らず何となれば集会条例第一条には三日前に論題を届け出づべし云々とあるに大須賀警部は前段の如き処置に出で即ち集会条例に違背せしものなるを以てなり前の演説認可の日を繰替へる等は実に警察署長の為すべき事柄にあらず故に其繰替をなし又三日前にあらざる届出での演題を認可せし等事実之れ無きものと信ず若し果して之ありとせば最も錯誤の甚しき次第なりと謂はざるべからず

(被) 拘摸賭博等の如きは其の人平生の品行に依て亦其犯罪を推知し得べきこともあるべけれど彼の国事を論議する者に至ては万一犯罪あるも素より平素の品行正しきを以て博徒の如き其犯罪を推測し得べきものにあらず去れば被告が犯罪の有無を被告平生の品行を以て推知するは甚だ難しと雖も被告は常に國民の義務なる者を弁へ居る者なり已に其の義務なるものを弁へ居る以上は其國民の尽すべき所亦能く詳悉せり然らば則ち官吏に對し侮辱を加ふるだも被告自ら慚る所なり然るを況や至尊に對し不敬の言語を發するに於てをや元來大須賀警部は自由黨員とか改進黨員とか云へば平生側目し居らるゝの人なり然るに被告は互ひに知識を交換し又は勸業上或は苟も國民幸福となるべきものは之れを實行するの精神を以て一社を阿波國へ設置せしに大須賀氏は如何思ひしや平生頻りに被告を惡視せり是告訴の起りし一原因と思わるゝなり又巡查が被告の演説を筆記せしと云ふもの内に路易十四世は官吏が暴虐の挙動ありしが為め人民の怨恨を招き遂に言ふ可からざる慘禍に陥りたりとの趣旨を記

せり被告浅学と雖ども仏国の歴史位は少しく解知せり豈路易十四世を引証せんや若し其引証しなば路易十六世を取るべし是れ亦事実錯誤の明証なり猶終りに臨んで一言申たきは被告が平素天皇陛下に不敬を加んと欲する心あらば是迄度々演説せしうち必ず中止解散に違ふことあるべきに其之無かりしは被告が平素其惡心なき証拠なり已に其惡心なき以上は何を苦で恐れ多くも至尊に対し奉り不敬の言語を吐露せんや希くは判官閣下に於て是れ等の事御明察あらんことをと

是に於て閉廷後三時三十分なりき

(同年同月十九日・同新聞)

十四日前十時三十分閉廷

(被山田) 被告は已に檢察官の論告に対し遣り無く陳述せりと思惟すれども猶終局の一言を述べん元來警官に於て被告が平生国安を妨害せんと欲する者なりと認定し居らるゝならば被告が演説せし時臨監の警官は必ず充分の注意ありて苟も言論の至尊に対し不敬に涉りしことあらば直ちに中止解散の命あるべきに其事無かりしは当時被告の演説が過激ならざりしが故なり然るに前日大須賀警部は被告が演説を中途になし手巾を以て汗を拭ひつゝ俄然演壇を下だりしを以て中止するの暇なかりしと云はれたれ共被告の演説は決して中途にして停止せざりしは彼の現場筆記を以て徴すべき也而して手巾を以て汗を拭ひしは七月炎熱の候なれば也又當時中止せざりしは傍聴人に不穩の景況ありし故なりと謂ふと雖も是れ臨機の処分もあるべ

き事にて其れが為め中止せぬ訳なく且つ當時不穩の景況無かりしは当時傍聴せし者の能く知る所なり然らば大須賀警部の中止せざりし口実は一も道理に合はぬ者なり又大須賀警部は演説認可の日を繰替へたりと云はれしかど会主の所持し居る認可状には廿九日とあり故に果して繰替へし者ならば会主の所持し居る認可状も亦卅日に改めざる可からず然るに其の之れ無きは最と訝かしきことなり右にて他に陳述すべきことなし

(検) 弁護人と被告は甚だ錯雜して陳述せり故に弁護人の弁駁を駁撃すれば被告の陳弁も従ふて破るゝ者あり然れども先づ順序を越ひて被告の陳弁より駁撃すべし 第一 大須賀警部は前原署長の任に在りしを以て之を認可するも亦其の認可の日を繰替へるも皆其の権内に在るものなり 第二 大須賀警部が被告の演説を中止せざりしより今回の再審ある所以にして若し中止せば年を亘りて此再審あらんや 第三 被告は認可状に拠りて演説の日を証明すれども其繰替へたる証は大須賀警部の証言と前原警察署の書類に徴して明かなり 第四 被告は荒砥同様中止解散あるべしと云ひしが是れは大須賀より県令への上申ありしに依り県庁にては右件に付評議もありしとのことは官吏の証言にて明かなり 第五 天皇陛下に対し奉り不敬の言語を発したるとき千葉県にては中止解散せざるかと申したるが右弁論に対しては本職前段の論弁にて明かなり 第六 被告は大須賀警部は当法廷に於て前後錯雜したることを陳述する位の人なれば其の人の云ふ所は信を置くに足らずと云ひしが是れは只罵詈謗を逞うするに過ぎず本職は大須賀警部を以て前後錯雜したることを

発する人なりと認めず元來大須賀は込み入りたる場合を証言するの地位に在る者なれば之れを聞く者に於て注意せざる可からず又被告が身分を探偵せし書面は大須賀より被告の身分を尋問せられしに付探偵吏は探偵の儘を上申せし者にて之れを以て強ち証拠とするに非ずとは曾て云ひし所なり且其探偵のことは警察上職務権内に在り故に決して差支無きことなり被告は本日前回の弁論に補足して陳述せしかど一言一句も犯罪の廉無き証となるものなし余は弁護人の弁論に対し駁撃を加ふべし

(同年同月二十日・同新聞)

(檢) 是れより弁護人の陳述に対し弁駁すべし 第一 演説を認可せし日を繰替へたるは事務の都合に依てなしたることなるべし大須賀警部は演説認可の権を有せり已に此権を有する以上は日を繰替へる位の事は素より其権内にあり又被告が演説の局を結ばず俄然壇を下りしは猶良心の存せし所以にして若し演壇を下らざりせば実に強悪の甚しきものなり 第二 弁護人は大須賀警部が検証の処分をなさざりしを以て頻りに喋々すれども元來警察の職務たる行政司法の二権を並有するものなれば検証の処分をなさざりしは他に事由のありしことならん 第三 弁護人の治罪法第四百六条の解釈は全く誤れり同条の精神は犯罪の模様依りて罪を定むるにあり而して其罪を定むるものは即ち判官なり 第四 弁護人は彼の演説筆記は現場筆記にあらずと云ひしが是れは本職が第一号証に就き写しと云ひしを以て斯く疑ひを懷きし者なるべし現場の筆記なる者は即ち

茲に在り之れを示すも可なれ共本職は写にても其掛官の印のある以上は均しく現場の筆記と見做すなり 第五 弁護人は現場筆記の未到大幡村河名治^(まき)八方に於て筆記すと無かりしを以て大審院に於て破毀となりし如く云ひしが左に非らず大審院に於ては之を以て単に破毀するの証とはせられざりしなるべし大審院に於ても被告事件の錯誤あることは認められたるに相違無しと雖も第二の告発状をも錯誤せりと認められたるには非ざるべし

是に於て時既に正午を過ぎしを以て休廷せらるる後一時過ぎ再び開廷

(檢) 第五^(六の誤り)_(手塚註) 弁護人は彼の日を繰替へたる理由を告

発状に明記せざるを以て弁護の一機関となせども是れは弁護の機関とならず何となれば大須賀警部が親から其繰替へたる理由を弁明せしを以てなり又弁護人は本件の大審院に於て破毀となりしを以て初審調べの証拠物は再審の証拠物とならざる旨を述べしが是れは甚だ謬論と謂ふべし蓋し大審院に於て破毀せられたるは事実^に錯誤ありと認められたるまでにて再審にて証拠となるべきや否やまで立入られたるにあらず又荒砥道太郎原亀次郎佐久間仲次郎の三人が当法廷に於ての証言は何れも曖昧の言のみにて一も証拠となるべきもの無し只佐久間の答に被告の演題は二十九日に政党論三十日に政治学一斑と覚えたりとのみにて其他の質問には一も答ふる能はず元來今回の事件は被告の在所近傍にては隠れなき評判なるべし故に右三人が証人として当法廷へ出頭せしは只世間の噂を聞き政党論は二十九日に演せりと答へなば被告の助けとなるべしと思ひし位なるべし而し

て会主川名治八に尋問すれば自から取扱ひしに非ずとて毫も答弁を為さず是又被告の助とならず又大須賀警部が演説認可の日を繰替へたるは臨機の差繰にてありしも其後に至り其書類取纏めの不充分なるより必竟斯る疑ひを生ぜしならん是に於て陪席判官の請求により現場筆記を被告及び弁護人に示さる

(弁) 検察官は被告の政党論を為したるは三十日なりと明言さるれども弁護人に於ては之に對し 第一 其の不実なる証拠として現に大須賀警部の自記したる認可状を有せり若し夫れ繰替へたりとならば右認可状は独立なる物件の証なる故之れが反証も亦独立の証ならざる可らず大須賀警部並に其の部下に在る巡査の証言のみにては到底独立の証なる認可状を打消す能はず 第二 廿九日に政党論をなし卅日に政治学一斑の論題を演したるとは荒砥、原、佐久間の証言にて充分明なり 第二 巡査の筆記は現場筆記にあらざるを以て無効なり 第四 官吏は正当の手續を為す者と認むべしとは証拠法の原則なり警察官は官吏なり故に集会条例第一条に背きて演題の繰替をなしたりとは違法の行為にして己れ自から犯罪に對し自白となり得るも之れを以て他人に犯罪あるの証を認む可らず 第五 前回公判の時大須賀警部が証人として出頭したる時及び告発状に其理由を陳せざる可からず且つ千葉県警察本署へも附箋を以て其事由を陳べざる可からず又大須賀警部が果して時日の繰替を為したるならば是れ実に変則なり曾根松太郎の演題は其認可通り廿九日になしたるを以て此の紙片の其儘打捨て置き別に写書を作り三十日の分に入れ替ふ可きに山田島吉の分のみ念を入れ之れを繰替へたりと証する

為めに作りたればこそ曾根の分の不都合をも顧みざりし者なるべけれど且つ斯くの如く繰替を為したるを大須賀警部が記憶し居る以上は今回公判開廷の節前以て之を申立て置く可きに被告人が筆記の一端を請ひしに捺印の無きこと並に曾根の演題に不都合あることを裁判官に発見せられ始めて其繰替たることを具状せり右の事情並に告訴状に三十日に認可したりと陳べたる事情より見るも大須賀警部が己れの過失を蔽はんが為め反証を挙げられ己むを得ず遁辭を為したることは疑ふ可からざるなり 第六 已に廿九日に演説を為したる以上は巡査が三十日三上文次郎方に於て筆記したる現場筆記と云ふものは無効なり然らば告発状も亦從ひて無効に属するものなり 第七 各検察官は同一体なりとは治罪法の原則なり其の一人即ち大審院検事長は被告の演説を以て七月三十日に非ず廿九日なることは當時前原警察署へ差出したる書面云々と自認せられたり夫れ大審院は高等の法廷なり此の高等の法廷の検事が認められたるものは即ち当法廷の検事に於ても同意ならざる可からず然るに当法廷の検事の之れに反對するは彼の原則に違ふと謂はざる可からず 第八 大審院は事實を取調ぶる場所にあらずして法律の解釈を為す所なり然れども事實を見て法律に該て嵌めざるべからざれば治罪法第四百三三条に在るが如く斯々の場合なりと証拠立てざるべからず是れ即ち上告の正不正を認定する丈けの事實を調べざるべからざる所以なり故に渡辺検事長は被告の演説を以て三十日にあらず二十九日なりと認められたるなり又被告が数回自から陳述せし如く被告が平生の行状に就て欠点なし然らばシチーベンの証拠法に依れば被告平生の行状を

以て徴すれば過激の演説をなさざりしことは明白なり
右にて弁論は全く終れり

(同年同月二十一日・同新聞)

(判) 被告及び並に弁護士檢察官に於て陳述すべきことなければ
檢察官は是れより刑の適用に就き意見を述べらるべし

(検) 被告の犯罪は前回に於て陳述したる如く罪跡の著明なる者
にして彼の現場筆記の如きは実に読むに忍びざる者あり依て被告の
犯罪は刑法第一百七条と同第四百一条の二項に該当せり猶刑法第
百条及び同第一百七条に照らして処断ありし而して前にも陳述せ
し如く彼の現場筆記は実に読むに忍びざる所あれば判官に於て御憫
諒無く処分せられんことを希望す

(弁) 被告犯罪の証拠無きことは已に論弁せし如くなるを以て治
罪法第三百五十八條に従ひ無罪の者なり然れども百歩を退き犯罪者
と為せば刑法第四百一条に該当するも刑法第一百七條に該当すべ
き者に非ず彼の現場筆記と云ふを見るに天皇陛下に對し奉り不敬の
言語を吐露せしことなし今試みに檢察官が被告の演説中刑法に抵触
したりと認められたる所を挙げんに天皇陛下は誠に御利口にて明治
二十三年には必ず国会を開設するの詔を垂れ云々又天皇様が東へ行
かんとすれば西に誘へ西へ行かんとすれば東へ導き遂に天子様を闇
夜に提灯を消し横道へ引込て堀溝の中へ墜落するに至らん云々と
言ひしは全く彼旧帝政黨の丸山福地等が天皇様を此くの如くに為し奉
らんとすの主意にて演ぜし者なり其証拠は右の演説の前後に依て徴す

べし 第二 我が廟室に立ち居る暴虐官吏等は我々が血の汗を流し
て拵へた金を無暗に取立て何の用もなせず花に戯れ柳を打る位なら
まだよひが娼妓に戯れ芸妓に恍惚し云々の言詞は官吏の職務に對し
侮辱せし如くなれども官吏の何の誰を侮辱せしかに至りては漠然と
して帰着する所無し英國現行の法律は如何に罵詈譏諷を吐露せりと
て其の指定されたる者の定まらざる時は法律の問ふ所にあらず被告
が演説も亦指定せし者無し去れば官吏侮辱の條項に該当せず然るを
況んや被告の演説は其犯罪となるべき証拠無きに於てをや前條の次
第なれば無罪の判決あらんことを希ふ且つ被告は今回事件の爲め已
に二年も獄窓に呻吟せしを以て相應にありし財産も悉く失ひ爲めに
父母兄弟も殆んど路頭に彷徨するの有様となれり而して被告は今日
に至り猶幽囚の身と爲り居るの惨状なり然るに其根元を尋ねれば只
一片の演説の爲めなり判官閣下に於て御憫諒あらんことを希望す
右にて公判全く終結せしかば閉廷を告げらる時に明治十七年二月
十四日後五時過ぎなりき

言 渡 書

千葉県安房國長狹郡金東村

平民利右衛門長男豊

被告人 山田 島吉

不敬及官吏侮辱犯罪被告事件ニ付旧木更津輕罪裁判所ニ對シ再審
ノ訴ヲ為シ大審院ニ於テ該裁判ヲ破毀シ本衛ニ移スノ言渡ニ依リ

公訴ヲ受理シ被告山田島吉ニ於テ明治十五年七月三十日千葉県下長狭郡大幡村川名治八方ニ於テ為シタル演題ハ政治学一班ニシテ政党論ニアラサル旨ヲ主張シ明治十五年七月二十八日付所轄警察署ノ認可状ヲ以テ之ヲ抗拒スト雖トモ抑モ認可状ノ如キハ予メ其演題ノ認可ヲ得タルコトヲ証明スルニ止マリ果シテ認可状ノ如ク其日悉ク之ヲ演了シタリトノ証拠ト為スニ足ラサルノミナラス其所轄前原警察署長警部大須賀光顯ニ於テ右七月二十九日金東村野村長吉宅ニ於テ会主安田勲ノ申出ニ依リ同所ニテ為スヘキ政党論ト其翌三十日大幡村川名治八方ニ於テ為スヘキ政治学一斑ト交換認可シ現ニ七月三十日川名治八方ニ於テ政党論ヲ演シタリト証言スル上ハ右認可状ノミヲ以テ二十九日政党論ヲ演シタリトノ証拠ト為スヲ得ス故ニ被告カ七月三十日ニ為シタル演説ハ政党論ニシテ其場所ハ大幡村川名治八方ト認定ス又巡查ノ筆記ニ長狭郡寺門村三上文次郎方ニ於テ筆記トアルヲ以テ該筆記ハ現場筆記ニアラサレハ其効ナキモノト主張スト雖トモ巡查官定七大鐘朝走ノ証言ニ依レハ寺門村三上文次郎方ハ謄写ノ場所ニ供シタルモノナリ而シテ其現場筆記ナリトテ所轄警察署ヨリ差出タル原稿ト之ヲ照合スルニ毫モ其趣旨ニ於テ相違ノ廉ナキヲ以テ觀レハ敢テ無効ノ筆記ト云フヲ得ス依テ被告ハ明治十五年七月卅日千葉県安房国長狭郡大幡村平民旅人宿川名治八方ニ於テ政党論ト題スル演題ヲ以テ公衆ニ対シ政談演説ヲ為シ其演説中第一 我天皇陛下ハ誠ニ御利口ニテ明治二十三年ニハ必ス国会ヲ開設スルノ詔ヲ垂レ云々実ニ御利口ナル万機公論ヲ望ムスル所ノ天皇様カ東ヘ行カントスレハ

西ニ誘ヒ西ニ行カントスレハ東ヘ導キ遂ニ天子様ヲ暗夜ニ提灯ヲ消シ横道ヘ引込テ堀溝ノ中ヘ墜落スルニ至ラン云々(中略)ト演シタルハ則チ天皇陛下ニ対シ奉リ不敬ノ言詞ニシテ其第二 我廟堂ニ立チ居ル暴虐官吏等ハ吾吾カ血汗ヲ流シテ拵タ金ヲ無暗ニ取立テ何ノ用モナサス花ニ戯レ柳ヲ折ル位ナラマダヨイカ娼妓ニ戯レ芸妓ニ恍惚シ云々トノ言詞ハ官吏ノ職務ニ対シ侮辱シタル者ト認定ス其証憑ハ警部大須賀光顯ノ告発書巡查官定七大鐘朝走ノ筆記及ヒ右三名カ当法廷ニ於テノ証言ニテ充分ナリトス仍テ之ヲ法律ニ照スニ右第一ノ所為ハ刑法第百十七条第一項天皇皇后皇太子ニ対シ不敬ノ所為アル者ハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十元以上二百元以下ノ罰金ヲ附加ストアルニ該当シ第二ハ同第四百四一条第一項官吏ノ職務ニ対シ其目前ニ於テ形容若クハ言語ヲ以テ侮辱シタル者ハ一年以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以下五十円以下ノ罰金ヲ附加ス其第二項ニ其目前ニ非スト雖トモ刊行ノ文書函画又ハ公然ノ演説ヲ以テ侮辱シタル者亦同シトアルニ該当スヘキニ罪俱発ニ係ルヲ以テ刑法第百条第二項^{(三)の罪ヲ手塚註}輕罪ノ刑ハ其所犯情狀最重キ者ニ從ヒ処断ストアルニ依リ一ノ重キ第一ノ所為ニ從ヒ前第百十七条ニ照シ重禁錮二年ニ処シ罰金五十円ヲ附加シ尚刑法第百二十条ニ依リ一年ノ監視ニ附スルモノ也

但裁判費用ハ総テ被告人ニ於テ負担スヘシ

明治十七年二月十六日於東京輕罪裁判所

檢察官塩野宜健立会宣告ス

判事 中御門経明

判事 矢野 茂
書記 山本 昌則
書記 松浦 巽

後註

木更津始審裁判所は、明治十六年一月十日に一旦廢止され、同年六月二十八日、千葉始審裁判所木更津支庁が置かれた（前掲司法沿革誌・七七頁、八九頁）。この判決文に「旧木更津輕罪裁判所」とあるのは、それがためである。

追記 明治二十一年十二月二十二日、山田は東京輕罪裁判所において、

出版条例違反で重禁錮一年、官吏侮辱罪で重禁錮二月罰金十円の判決を受け（同年十二月二十三日・時事新報）、石川島監獄で服役したが、翌年二月、憲法発布の大赦で出獄した（伊藤・前掲星亨・前掲全集第九卷・四六六頁以下）。出版条例違反は西哲學物語の出版のようであるが、官吏侮辱罪の内容は、まだ確認しえない。